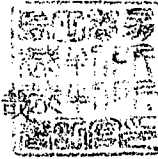


これは正本である

平成27年3月27日

大阪府裁判所

裁判所書記官 芝田直哉



平成27年3月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 芝田直哉

平成26年(ハ)第199号 貸金請求事件

口頭弁論終結日 平成27年3月13日

判 決

大阪市淀川区西中島五丁目7番11号

原 告 株 式 会 社 ギ ル ド

同代表者代表取締役 中 野 大 輔

同代理人支配人 渡 辺 康 平

静岡県藤枝市

被 告

同訴訟代理人弁護士 齋 岡 寿 治

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、28万3131円及びうち8万0652円に対する平成26年4月11日から支払済みまで年26.28パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、平成12年10月25日、原告（契約当時は株式会社信和）と被告の間で極度額の範囲内で繰り返し金銭の借入ができるとの基本契約を締結し、原告が被告に対し、平成13年7月3日までの間に32万5984円を貸し付け、被告は、別紙計算書のとおり平成25年3月6日までに41万6000円を支払ったが、平成26年4月10日の時点で残元金8万0652円、損害金等20万2479円が未払であるとして、合計28万3131円及び

残元金に対する平成26年4月11日から支払済みまで年26.28パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提となる事実（争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実）

(1) 被告は、平成12年10月25日、株式会社信和との間で以下のとおりの金銭消費貸借基本契約を締結した。

利 息 年29.2%（年365日の日割計算）

損 害 金 年29.2%（年365日の日割計算）

弁済方法 毎月1日限り、約定返済金額以上に金額を支払う。

特 約 元利金の支払を1回でも怠ったときは、被告は期限の利益を喪失し、直ちに残元金、利息及び遅延損害金を支払う。

(2) 被告は、前記契約に基づき、平成12年10月25日から平成16年7月30日までの間、株式会社信和及びトライト株式会社と別紙計算書の「取引日」欄記載の日に「貸付額」欄記載のとおり借受け又は「入金額」欄記載のとおり弁済した。

(3) 被告は、平成15年4月1日の支払を怠り、期限の利益を喪失した（弁論の全趣旨）。

(4) 平成16年4月12日、ハッピークレジット株式会社は、株式会社信和及び山陽信販株式会社を吸収合併した上、トライト株式会社と商号変更し、トライト株式会社は、平成21年11月30日に株式会社ヴァラモスと商号を変更し、更に平成24年2月27日に株式会社ギルドと商号を変更した（弁論の全趣旨、甲2、3）。

(5) 被告は、平成25年3月6日、原告に対し、3000円を弁済した。

3 争点及び当事者の主張

被告が消滅時効援用権を喪失したかどうか。

（原告の主張）

被告は、消滅時効が完成した後の平成25年3月6日に、原告に対して3000円弁済して債務を承認しており、その後に消滅時効を援用することは許されない。

(被告の主張)

(1) 被告が平成25年3月6日に3000円を支払った経緯は、次のとおりである。

ア 平成25年3月1日ころ、突如、原告のコールセンターの従業員である訴外[ ](以下「訴外[ ]という。）」が被告の自宅を訪問して、訪問通知書(乙1)をポストに投函していった。訪問通知書に記載された金額は21万6494円であったものの、損害金が53万7018円となっており、これに驚いた被告は、原告コールセンターに電話をした。

イ 平成25年3月6日の夕方、スーツ姿の訴外[ ]が被告の自宅を再訪して、訪問通知書に記載された元利金の一括支払いを請求した上、一括支払いが無理であれば一部でも支払うように強く迫った。

被告は、大柄の訴外[ ]に強く返済を迫られたことから、これに畏怖して、手持ちのなけなしの3000円を支払った。

(2) 被告の平成25年3月6日の弁済は、訴外[ ]の脅迫的態度によるものであり、被告の弁済による債務の承認について、原告の信頼を保護する必要はない。原告の貸付金債権は、平成16年7月30日の最終取引から5年が経過し、消滅時効が完成しているから、被告は、消滅時効を援用する。

第3 当裁判所の判断

1 争点について

(1) 債務者が消滅時効完成後に債務の承認をすることは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、債権者も債務者はもはや時効を援用しないものと信頼するのが通常である。それゆえ、債務者が時効完成後に債務を承認した場合、仮に債務者が時効完成の事実を知らなかったときでも、以後そ

の債務について時効援用をすることは、上記債権者の信頼を害し、信義則上許されない（最高裁大法廷昭和41年4月20日判決参照）。

しかし、債務者が時効完成後に債務の一部を弁済した場合であっても、債権者の信頼が信義則上保護するに値しないと認められるような特段の事情がある場合は、債務者はなお時効を援用することが許されると解される。

(2) ところで、弁論の全趣旨及び証拠（乙1, 4, 被告本人）によれば次の事実を認めることができる。

ア 平成25年3月1日、被告のポストに原告から担当者を原告の従業員■■■■とする訪問通知書と題する書面が投函され、これは元利金合計76万0943円の支払を求めるものであった。

イ 平成25年3月6日の夕方4時ころ、短髪で恰幅がよく、上背のあるスーツ姿の原告の従業員■■■■（以下「訴外小■■■■」という。）が被告の自宅を訪問した。訴外小松は、訪問当初は丁寧な口調であったが、被告が返事をしなかったことから、口調が荒くなった。訴外小■■■■は、「何度も通知を出している」「連絡ぐらいよこすのが普通だ」と言った。そして、「このままだと職場に連絡するよ」「仕事ができなくなったら困るでしょう」と言い、近所で聞き込みをしてきたかのようなことを話しながら「近所の人に知られたら体裁が悪いでしょう」などと言った。その上で、訴外小松は、具体的にいくら返せとは言わなかったが、「少しでも払って欲しい」と言ったので、被告が手持ちのお金がないことを伝えると、「では幾らなら払えるのか」「あるだけでいいから払ってくれ」「交通費がかかっているから、幾らでもいいから払ってくれ」などと執拗に支払を求められ、被告は手持ちの現金3000円を支払った。

(3) これに対して、訴外小■■■■は、大声を出したり、乱暴な言い回しをしたり、危害を加えると言ったりはしておらず、冷静に丁寧な対応をしたというのであり、証拠（甲5）によれば、これに沿う供述をしている。

しかし、証拠（乙4、被告本人）によれば、訴外小松が前記認定のような発言をしたことを認めることができる。

- (4) 訴外小松の訪問及び発言は、それ自体としては、各種の法令に抵触する行為とはいえないが、訴外小松は、「このままだと職場に連絡するよ」「仕事ができなくなったら困るでしょう」「近所の人に知られたら体裁が悪いでしょう」といった不適切な発言をしており、被告の法律に対する無知と困惑に乗じてわずかな金銭を支払わせることにより、被告の時効援用権を喪失させることを目的としていたことをうかがわせるものである。また、仮に丁寧な物言いであったとしても、前記のような発言は、少なからず恐怖心を抱かせる発言といえる。したがって、消滅時効完成後の被告の弁済によって、原告が被告はもはや貸付金債権について消滅時効を援用しないと信頼したとしても、信義則上、保護に値しないというべきである。

そうすると、被告は、平成25年3月6日に3000円を支払っているが、未だ消滅時効の援用権を喪失していないといえる。したがって、被告の消滅時効の援用により、原告の貸付金債権は消滅した。

## 2 結論

以上のとおりであって、原告の請求は理由がない。

島田簡易裁判所

裁判官 三好 誠